

国民健康保険加入者は、必ず所得の申告を！

国民健康保険税（国保税）の税額は、国保加入者の前年中の所得を基に計算される所得割



と、加入者数によって計算される均等割との合計額です。このうち均等割は、所得が一定基準以下の世帯について六割または四割を軽減する制度があります。しかし、国保加入者の中に未申告者がいると、世帯の所得が一定基準以下であるかどうかを判定できないため、同制度を適用できません（毎年四月一日

現在の国保加入者と世帯主の前年中の所得で判定）。このため、この制度の適用を受けるためには、前年中に所得がなくても市・県民税の申告が必要になります。市・県民税を申告しないと、高額療養費の自己負担限度額や入院したときの食事代の負担額が多くなる場合があります。

次の方も所得に応じて自己負担割合などが決まるため、必ず市・県民税の申告をしてください。

- ① 老人医療費受給者
- ② 高齢受給者
- ③ 老人保健受給者（65歳以上の老人保健受給者を含む）

問い合わせ：国保年金課国保資格係・TEL内線2479

要介護認定を受けている方に、障害者控除認定書を発行します

介護保険の要介護認定を受けている六十五歳以上（扶養されている方を含む）で次の要件に該当する方に、障害者控除対象者認定書を発行します。該当する方は、高齢者いきがい課（本庁舎一階）で申請してください。

対象

次の①②をすべて満たす方。

- ① 介護保険法による第1号被保険者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を持つ方を除く）
- ② 要介護1～5までに認定されている

* 身体障害者手帳などを持つ方は、確定申告時に提示すれば控除を受けることができます。

除を受けられます。

障害者控除の認定要件

特別障害者控除：要介護4または5に認定された方▼要介護1～3に認定された方のうち、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がB1～C2、または痴ほう性老人の日常生活自立度判定基準がIVからMに該当する方

障害者控除：要介護1～3に認定されている方

定された方（特別障害者控除に該当する方は除く）

認定基準日：所得控除を受けようとする年の十二月三十一日

現在の要介護認定状況で決定

申請に必要な物

印鑑・介護保険被保険者証。

問い合わせ：高齢者いきがい課

自立支援係・TEL内線2551

おむつ代の医療費控除書類を発行します

所得税の確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるために、主治医意見書の内容を確認した書類を発行します。対象に該当する方は、介護保険課（本

対象

次の①②をすべて満たす方。

- ① 介護保険法の要支援・要介護認定を受けている方で、主治

医意見書により尿失禁状態および寝たきり度がB1～C2であると確認できる

であること

② 確定申告の際、医療費控除を受けるのが2年目以降である

* 要介護認定を受けていない方は、従前の方法（医師の証明書）で申告してください。

問い合わせ：介護保険課認定係・TEL内線2565

職務経験者（学芸員）を募集します

市では、左記のとおり職務経験がある職員を募集します。給与・休暇など、詳しくは募集案内をご覧ください。募集案内・申込書は、職員課（本庁舎四階）・出張所・南連絡所・本川越駅証明センターで、一月二十五日（水）から配布します。

職種・募集人員

学芸員職（一人）

美術館などにおける、美術資料の収集・保管・展示および調査研究などに関する業務。

受験資格

平成十七年十二月末日現在、次の要件をすべて満たす方。

学芸員の資格を有する▼大学または大学院で日本美術史を専攻した▼美術館において、主として近代日本美術に関する職務経験を通算五年以上有する▼生年月日が昭和35年4月2日以降

受験申し込み（郵送不可）

受付日時：2月8日（水）・9日（木）、午前9時～午後5時

受付場所：職員課

採用試験

試験日：2月11日（祝）

試験会場：本庁舎七階第五委員会室

問い合わせ：職員課人事係・TEL内線2231

平成18年度川越市食品衛生監視指導計画案について意見を募集します

市では、食品の安全性の確保のため、食品衛生法に基づき「平成十八年度食品衛生監視指導計画案」を作成しました。同計画案について、市民の皆さんから広く意見を募集します。この計画案は、食品・環境衛生課または市ホームページで閲覧できます。
http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

募集期間：1月25日(水)～2月24日(金)
提出方法：自由な様式に住所・氏名・連絡先を明記し、郵送・ファクス・Eメールで、
〒350-1104 小ヶ谷八
一七・一・川越市保健所食
品・環境衛生課
*意見に対する個別の回答はしません。
問い合わせ：食品・環境衛生課
食品衛生係・TEL227-5103・FAX224-2261
Eメール：shokukaneisei@city.kawagoe.saitama.jp

介護相談員活動が始まりました

一月二十三日から、市内三所の特別養護老人ホームで、介護相談員による相談活動が始まりました。
介護相談員は、介護サービスを提供している事業所を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問など、相談をお受けします。
詳しくは、お尋ねください。
問い合わせ：介護保険課認定係・TEL内線2565

行政改革に関する提言を受けました



舟橋市長に提言書を手渡す小田会長(右)と秋山キヨ子副会長(左)

昨年12月28日、市内の公共的団体の代表者などで構成されている「川越市行政改革推進懇話会(小田伍良会長)」から、行政改革の推進について提言を受けました。

市では、この提言の趣旨と内容を踏まえ、平成21年度までの取り組みを明示した集中改革プランを策定する予定です。

なお、この提言書は市ホームページで見ることができます。

http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

問い合わせ…行政管理課行政管理担当・TEL内線2152

「人と人とのこうさてん」編集委員を募集します

「人と人とのこうさてん」は、男女共同参画に関する意識啓発のための情報紙。企画・取材・編集すべてを、市民の皆さんから募集した6人の編集委員が担当しています。今回、任期満了に伴い、新たな編集委員を募集します。あなたの経験やアイデアを、紙面作りに生かしてみませんか。



任期…4月から2年間
応募資格…4月から、水曜日午前の編集会議(年間20回程度開催)に出席できる市内在住の成人

募集人員…2人(選考)

謝礼…薄謝

応募方法…男女共同参画課(本庁舎3階)にある応募用紙に必要事項を記入し、2月28日(火)までに同課へ持参

*応募用紙は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

問い合わせ…男女共同参画課男女共同参画担当・TEL内線2441

地域密着型サービス事業者説明会のお知らせ

改正介護保険法が四月一日(土)から施行されることに伴い、介護が必要となった高齢者が、住み慣れた地域において安心して自立的な日常生活が営めるよう、新たに「地域密着型サービス」が提供されます。当該サービス事業者の指定は、市が行うことになりました。

次のとおり事業者説明会を開催します。希望する事業者は、出席してください。
日時：2月5日(日)、午後1時30分

会場：農業ふれあいセンター
対象となるサービス

小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応

型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護。

対象となるサービスの提供を考えている事業者。

問い合わせ：介護保険課保険料

資格係・TEL内線2570